

秋田市リフレッシュガーデン条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月28日

秋田市長 穂 積 志

### 秋田市規則第31号

秋田市リフレッシュガーデン条例施行規則の一部を改正する規則  
秋田市リフレッシュガーデン条例施行規則（平成20年秋田市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条」を「第16条」に改める。

第4条の見出しを「（利用許可申請）」に改め、同条中「リフレッシュガーデン使用許可申請書」を「秋田市リフレッシュガーデン利用許可申請書」に改める。

第5条の見出しを「（利用許可書）」に改め、同条中「リフレッシュガーデン使用許可書」を「秋田市リフレッシュガーデン利用許可書」に改める。

第6条の見出しを「（利用の中止等の届出）」に改め、同条中「使用」を「利用」に改める。

第7条および第8条を次のように改める。

（利用料金の承認申請）

第7条 条例第4条第1項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、条例第6条第1項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、秋田市リフレッシュガーデン利用料金（変更）承認申請書に利用料金の算定根拠を明らかにした書類その他の市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（指定管理者に管理を行わせる場合の開場時間等）

第8条 条例第13条の規定によりリフレッシュガーデンの管理を指定管理

者に行わせる場合のリフレッシュガーデンの開場時間および休場日については、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、第2条に規定する開場時間もしくは第3条に規定する休場日を変更し、又は臨時の休場日を設定することができる。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月1日から施行する。

##### (準備行為)

- 2 改正後の秋田市リフレッシュガーデン条例施行規則第7条の規定による秋田市リフレッシュガーデン利用料金（変更）承認申請書の提出その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。